

<事故につながる自転車の主な違反と罰則>



一時停止をしない

罰則: 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



大音量で音楽等を聴きながら運転をする

罰則: 5万円以下の罰金

※ 「大音量」とは、警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量



傘さし運転

罰則: 5万円以下の罰金

※ 日傘も含みます。



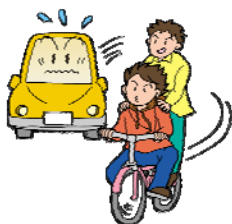
自転車運転中の携帯電話の使用

罰則: 5万円以下の罰金



無灯火

罰則: 5万円以下の罰金



二人乗り

罰則: 2万円以下の罰金又は科料

※ ただし、次の場合は例外として2人乗りができます。

○ 16歳以上の運転者が、幼児用の座席を設けて6歳未満の者1人を乗車させる場合

○ 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人をおぶひもなどで確実に背負った状態で乗車する場合

※ 幼児2人同乗用自転車のみ幼児2人(6歳未満)を乗せて運転することができます。



飲酒運転

罰則: 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(酒酔い運転)

※ 上記違反は自転車の主な違反のみを取り上げています。この他にも、「信号無視」「歩道上の歩行者の通行妨害」などの違反があります。